

職能別資格検定試験詳細規定

平成30年4月1日改定
公益社団法人日本山岳ガイド協会
試験・研修委員会

自然ガイド資格・登山ガイド資格

自然ガイドステージⅠ

●職能範囲

国内において無積雪期に、人間社会と隣接する里地・里山・山地・高原において自然、歴史、民俗等を解説する自然ガイド行為を行う事ができる。

※自然ガイド単独資格者は、ピークハントが主たる目的となる登山ガイド業務は、行ってはならない。

<活動エリア>

雪の無い時期の高原、山野、里地里山。

上高地、尾瀬ヶ原、霧ヶ峰等の高原など。

ただし山岳地においても公共交通手段でアプローチ出来るフィールドでその施設周辺での活動は認められる。立山弥陀ヶ原、千畳敷カール、白馬八方尾根八方池までなど。

●受験資格

- ・満20歳以上で健康で体力があり、通算100日以上自然活動経験を有する者。

●受験申請書類（筆記試験申請時提出書類）

- ①受験申請書＋顔写真2枚
- ②住民票
- ③自然活動歴報告書、ガイド歴がある場合にはその報告書
- ④健康診断書（筆記試験日前1年以内に受診したもの）
- ⑤受験料振込明細書（写）

●筆記試験（一次試験）

- ・一次試験合格者が二次試験の実技検定試験を受験できる。
- ・筆記試験料 20,000円
- ・他の資格で一次試験合格している場合は共通科目が免除されるため、受験料は15,000円（FCI資格者はこの限りではない）

●筆記試験科目

試験科目	出題内容
共通科目 基礎的知識	① スポーツ科学の知識 ② 義務教育レベルの理科的基礎知識 (地学、生物、物理・化学的な基礎知識) ③ 山村の経済・文化・歴史・民俗の知識 ④ 自然環境の知識と保護保全利用について
共通科目 ガイド業務関連知識	① ガイド業務関連法 ② ガイド業務関連の歴史 ③ ガイド倫理およびマナー ④ サービス業としてのガイド業について
専門科目 自然ガイド専門知識	① 自然ガイドの技術一般、解説技術、用具に関する知識 ② 自然ガイド活動エリアの自然の知識 ③ 気象の知識 ④ 読図の知識 ⑤ 積雪期の知識 ⑥ 自然環境の保全や利用に関する知識
専門科目 安全管理	① 安全管理知識および事故予防に関する知識 ② 行動中の健康管理に関する知識 ③ 環境要因による疾病に関する知識 ④ セルフレスキュー・危急時対応に関する知識
小論文	・ガイドの役割や責務、およびガイドの資質について問う ・自然の知識と解説能力を問う

- ・筆記試験の実施は、他のガイド種別と同時に行う。
- ・他の資格で一次試験に合格している場合は共通科目が免除される。(FCI 資格者はこの限りではない)

●一次試験の有効年数

一次試験の合格有効年数は、合格通知書発行日から5年目の当該日までとする。

●実技検定試験（二次試験）

各実技科目の提出書類

- ①実技検定試験受験および義務講習受講申込書
- ②実技検定試験受験および義務講習受講誓約書
- ③最初の申請時提出書類から変更のあった内容についての再提出部分
- ④受験料振込明細書（写）

●実技検定試験科目および検定試験料

検定項目	検定地	日数	検定試験料	備考
無積雪期自然観察ルートガイド 自然解説技術、安全管理技術	日本国内	2日	30,000	免除規定 (注1)
延べ日数計		2日		

(注1) 認定養成指導者による同等の検定を経て免除することが出来る。この場合、10,000円の審査料となる。

●実技検定試験内容

検定科目	検定内容
無積雪期自然観察ルートガイド 自然解説技術、安全管理技術	① 無積雪期のルートガイド技術と歩行技術 ② セルフ・レスキュー、ロープ操作と固定ロープの方法 ③ 自然観察と解説技術および安全管理
筆記試験	実技検定試験に付帯する筆記試験を実施する場合がある。

●各科目の有効年数

一次試験を除く、各科目の合格有効年数は、合格通知書発行日から3年目の当該日までとする。

●受験者義務講習会および講習受講料

講習項目	講習地	日数	講習受講料	備考
危急時対応技術講習	日本国内	2日	¥25,000	検定は行なわない

受験者義務講習会は、ガイドの安全管理にとって重要な科目となっている。本科目を受講しない場合には認定通知書が発行されないため、予め講習会受講日程をよく把握しておくこと。

※他資格を所持して、既に危急時対応技術講習もしくはファーストエイド講習会を受講している場合はこれを免除する。

●受験者義務講習会内容

講習科目	講習内容
危急時対応技術講習	① 自然界での危険 ② 危急時のとらえ方 ③ リスクアセスメント ④ 危急時の対応及び措置 ⑤ 気象遭難 他

●ガイド資格認定

全科目に合格し、且つ、受験者義務講習を修了した者へは、ガイド資格認定通知書を発行する。認定通知書受給者は、本会正会員団体に入会し、正会員団体より入会手続を行う。手続が完了したのものには正会員団体を通して、本会よりガイド資格認定証（本会正会員証）およびガイドバ

ッチを付与する。
本会に入会しなければガイド活動を行うことは出来ない。

●資格更新について

資格更新は3年毎に4単位以上の資格更新研修を修了することで更新される。自己の有効期限内に満65歳に達したとき、その間1回以上の資格更新研修会を履修し次の資格有効期間を確定している者は、その後3年毎に2日間の机上研修を修了することで更新される。
実技研修免除の年齢を越えて資格を取得した者は、1回以上の更新研修会を修了した後に年齢による実技研修免除が適応される。

また、この資格の有効期限内に自然ガイドステージⅡ資格を取得した場合、そこから新しい資格としての有効期限が発生する。すでに更新研修を修了させ、自然ガイドステージⅠの資格を更新していたとしてもその更新は自然ガイドステージⅡ資格には反映されない。

【更新の流れ】

①資格更新研修申請書+研修費納入⇒②更新研修履修⇒③研修レポート提出⇒④更新研修修了書発行

自然ガイド資格とクライミングインストラクター資格においても、他の資格同様にそれぞれ独立した資格であり、それ以外の資格と併用して所持する場合はそれぞれの資格に関して更新研修を修了する義務を負う。

●検定員・講師の配置

実技検定には受験者6名以内に対して1名の検定員を配置する。
危急時対応技術講習は別途定める。

●怪我、病気その他、特別な理由で有効年数内に試験または義務講習会が受けられない事態が発生した場合は、それを証明する書類（診断書または本人の理由証明書など）を提出し、本会試験・研修委員会の審議に諮り期間の延長が認められる場合がある。

●結果通知に関しては合否のみであり、内容、詳細の問い合わせについては応じない。

自然ガイド ステージⅡ

●職能範囲

国内において四季を通じて、人間社会と隣接する里地・里山・山地・高原において自然、歴史、民俗等を解説する自然ガイド行為を行う事ができる。

※自然ガイド単独資格者は、ピークハントが主たる目的となる登山ガイド業務は、行ってはならない。

＜活動エリア＞

雪の無い時期の高原、山野、里地里山、および積雪期の里地里山。高原、山野は、森林限界を越えない範囲とする。

積雪期の日光戦場ヶ原、霧ヶ峰などの交通機関と隣接する地帯。

●受験資格

- ・満20歳以上で健康で体力があり、本会の「自然ガイド ステージⅠ」資格を有する者。
- ・ステージⅠの試験から連続して受験する場合は、ステージⅠの無積雪期実技試験を合格した者。
- ・通算100日以上自然活動経験を有し、内10日以上積雪期の自然活動経験を有する者。

●他の資格取得者の受験について

- ・登山ガイドステージⅠを取得した者が自然ガイドステージⅡを取得する場合は、筆記試験において自然ガイドステージⅠの専門科目2科目を受験し、自然ガイドステージⅡの「積雪期自然観察ルートガイディング 自然観察指導技術、安全管理技術」検定を受験する。登山ガイドステージⅠ認定時に「危急時対応技術」義務講習を修了していない場合は、この科目修了後に自然ガイドステージⅡ資格認定となる。

●実技検定試験（二次試験）

各実技科目の提出書類

- ①実技検定試験受験および義務講習受講申込書
- ②実技検定試験受験および義務講習受講誓約書
- ③最初の申請時提出書類から変更のあった内容についての再提出部分
- ④受験料振込明細書（写）

●実技検定試験科目および検定試験料

検定項目	検定地	日数	検定試験料	備考
積雪期自然観察ルートガイディング 自然解説技術、安全管理技術	日本国内	2日	¥30,000	免除規定 (注1)
延べ日数計		2日		

(注1) 認定養成指導者による同等の検定を経て免除することが出来る。この場合、10,000円の審査料となる。

●実技検定試験内容

検定科目	検定内容
積雪期自然観察ルートガイディング 自然解説技術、安全管理技術	① 積雪期のルートガイディング技術と歩行技術 ② 雪上でのスノーシュー、軽アイゼンなどの用具の使い方及び指導能力 ③ 自然観察と解説技術及び安全管理

※危急時対応技術講習を修了していない者は、受講すること。

●ガイド資格認定

全科目に合格し、且つ、受験者義務講習を修了した者へは、ガイド資格認定通知書を発行する。認定通知書受給者は、本会正会員団体に入会し、正会員団体より入会手続を行う。手続が完了したものには正会員団体を通して、本会よりガイド資格認定証（本会正会員証）およびガイドバ

ッチを付与する。
本会に入会しなければガイド活動を行うことは出来ない。

●資格更新について

資格更新は3年毎に4単位以上の資格更新研修を修了することで更新される。自己の有効期限内に満65歳に達したとき、その間1回以上の資格更新研修会を履修し次の資格有効期間を確定している者は、その後3年毎に2日間の机上研修を修了することで更新される。

実技研修免除の年齢を越えて資格を取得した者は、1回以上の更新研修会を修了した後に年齢による実技研修免除が適応される。

【更新の流れ】

①資格更新研修申請書+研修費納入⇒②更新研修履修⇒③研修レポート提出⇒④更新研修修了書発行

自然ガイド資格とクライミングインストラクター資格においても、他の資格同様にそれぞれ独立した資格であり、それ以外の資格と併用して所持する場合はそれぞれの資格に関して更新研修を修了する義務を負う。

●検定員・講師の配置

実技検定には受験者6名以内に対して1名の検定員を配置する。
危急時対応技術講習は別途定める。

●怪我、病気その他、特別な理由で有効年数内に試験または義務講習会が受けられない事態が発生した場合は、それを証明する書類（診断書または本人の理由証明書など）を提出し、本会試験・研修委員会の審議に諮り期間の延長が認められる場合がある。

●結果通知に関しては合否のみであり、内容、詳細の問い合わせについては応じない。

登山ガイド ステージI

●職能範囲

国内の無積雪期における山地・山岳地帯での整備された登山道で、登山ガイド行為を行う事ができる。

<活動エリア>

無積雪期の一般登山道。登山地図の実線で示された登山道。破線、難路と示された登山道は除く。沢登りはできない。

●受験資格

満20歳以上で健康で体力があり、通算120日以上の登山経験を有し、そのうちに積雪期登山経験が10日間以上を有すること。

●他の資格取得者、および現在受験中の者の受験について

登山ガイドステージⅡを受験申請し、登山ガイドステージⅠに受験資格を変更希望するものは所定の申請書により移行を認める。この場合、既に筆記試験、および実技試験「無積雪期ルートガイディング自然解説技術」検定、「安全管理技術基礎」検定に合格、および「危急時対応技術」義務講習が修了しているものは、所定の申請書を提出する事によりガイド認定が行われる。

●受験申請書類（筆記試験申請時提出書類）

- ①受験申請書＋顔写真2枚
- ②住民票
- ③登山経験報告書、ガイド歴がある場合にはその報告書
- ④健康診断書（筆記試験日前1年以内に受診したもの）
- ⑤受験料振込明細書（写）

●筆記試験（一次試験）

- ・一次試験合格者が二次試験の実技検定試験を受験出来る。
- ・筆記試験料 20,000円
- ・他の資格で一次試験合格している場合は共通科目が免除されるため、受験料は15,000円（FCI 資格者はこの限りではない）

●筆記試験科目

試験科目	出題内容
共通科目 基礎的知識	<ul style="list-style-type: none"> ① スポーツ科学の知識 ② 義務教育レベルの理科的基礎知識 (地学、生物、物理・化学的な基礎知識) ③ 山村の経済・文化・歴史・民俗の知識 ④ 自然環境の知識と保護保全利用について
共通科目 ガイド業務関連知識	<ul style="list-style-type: none"> ① ガイド業務関連法 ② ガイド業務関連の歴史 ③ ガイド倫理およびマナー ④ サービス業としてのガイド業について

専門科目 登山ガイド専門知識	① 登山ガイド技術一般、解説技術、用具に関する知識 ② 日本の山岳の自然の知識 ③ 気象の知識 ④ 読図の知識 ⑤ 積雪期の知識 ⑥ 自然環境の保全や利用に関する知識
専門科目 安全管理	① 安全管理知識および事故予防に関する知識 ② 行動中の健康管理に関する知識 ③ 環境要因による疾病に関する知識 ④ セルフレスキュー・危急時対応に関する知識 ⑤ レスキューに関する基礎知識
小論文	・ガイドの役割や責務、およびガイドの資質について問う ・自然の知識と解説能力を問う

- ・筆記試験の実施は、他のガイド種別と同時に行う。
- ・他の資格で一次試験に合格している場合は共通科目が免除される。(FCI 資格者はこの限りではない)

●一次試験の有効年数

一次試験の合格有効年数は、合格通知書発行日から5年目の当該日までとする。

●実技検定試験（二次試験）

各実技科目の提出書類

- ①実技検定試験受験および義務講習受講申込書
- ②実技検定試験受験および義務講習受講誓約書
- ③最初の申請時提出書類から変更のあった内容についての再提出部分
- ④受験料振込明細書（写）

●実技検定試験科目および検定試験料

検定項目	検定地	日数	検定試験料	備考
無積雪期ルートガイディング 自然解説技術	日本国内	2日	¥30,000	免除規定（注1）
安全管理技術 基礎	日本国内	2日	¥30,000	
延べ日数（選択科目を除く）		4日		

（注1）認定養成指導者による同等の検定を経て免除することが出来る。この場合、10,000円の審査料となる。

●実技検定試験内容

検定科目	検定内容
無積雪期ルートガイディング 自然解説技術	① 無積雪期でのルートガイディング技術と歩行技術 ② セルフ・レスキュー ③ 自然観察と解説 ④ 読図
安全管理技術 基礎	① 搬送技術 ② ロープ技術（ロープ操作、固定ロープの方法、ショートロープ技術（講習）） ③ 緊急露営技術
筆記試験	実技検定試験に付帯する筆記試験を行う場合がある。

●各科目の有効年数

一次試験を除く各科目の合格有効年数は、合格通知書発行日から3年目の当該日までとする。

●受験者義務講習会および講習受講料

講習項目	講習地	日数	講習受講料	備考
危急時対応技術講習	日本国内	2日	¥25,000	検定は行なわない

受験者義務講習会は、ガイドの安全管理にとって重要な科目となっている。本科目を受講しない場合には認定通知書が発行されないため、予め講習会受講日程をよく把握しておくこと。

※他資格を所持して、既に危急時対応技術講習もしくはファーストエイド講習会を受講している場合はこれを免除する。

●受験者義務講習会内容

講習科目	講習内容
危急時対応技術講習	① 自然界での危険 ② 危急時のとらえ方 ③ リスクアセスメント ④ 危急時の対応及び措置 ⑤ 気象遭難 他

●ガイド資格認定

全科目に合格し、且つ、受験者義務講習を修了した者へは、ガイド資格認定通知書を発行する。認定通知書受給者は、本会正会員団体に入会し、正会員団体より入会手続を行う。手続きが完了したものには正会員団体を通して、本会よりガイド資格認定証（本会正会員証）およびガイドバッジを付与する。

本会に入会しなければガイド活動を行うことは出来ない。

●資格更新について

資格更新は3年毎に4単位以上の資格更新研修を修了することで更新される。自己の有効期限内に満65歳に達したとき、その間1回以上の資格更新研修会を履修し次の資格有効期間を確定している者は、その後3年毎に2日間の机上研修を修了することで更新される。

実技研修免除の年齢を越えて資格を取得した者は、1回以上の更新研修会を修了した後に年齢による実技研修免除が適応される。

また、この資格の有効期限内に登山ガイドステージⅡ資格を取得した場合、そこから新しい資格としての有効期限が発生する。すでに更新研修を修了させ、登山ガイドステージⅠの資格を更新していたとしてもその更新は登山ガイドステージⅡ資格には反映されない。

【更新の流れ】

①資格更新研修申請書＋研修費納入⇒②更新研修履修⇒③研修レポート提出⇒④更新研修修了書発行

自然ガイド資格とクライミングインストラクター資格においても、他の資格同様にそれぞれ独立した資格であり、それ以外の資格と併用して所持する場合はそれぞれの資格に関して更新研修を修了する義務を負う。

●検定員・講師の配置

実技検定には受験者6名以内に対して1名の検定員を配置する。
危急時対応技術講習は別途定める。

●怪我、病気その他、特別な理由で有効年数内に試験または義務講習会が受けられない事態が発生した場合は、それを証明する書類（診断書または本人の理由証明書など）を提出し、本会試験・研修委員会の審議に諮り期間の延長が認められる場合がある。

●結果通知に関しては合否のみであり、内容、詳細の問い合わせについては応じない。

登山ガイド ステージⅡ

●職能範囲

国内で四季を通じて整備された登山道において登山ガイド行為を行う事ができる。
但し、スキーガイド分野は別に資格を取得する必要がある。

<活動エリア>

無積雪期の一般登山道。登山地図の実線で示されたコース。破線、難路と示された登山道は除く。
沢登りはできない。

積雪期は、森林限界を越えないで、ロープウェイなど冬季も開設されている施設から2～3時間の日帰りできる範囲。

例：北八ヶ岳中山峠～高見石、縞枯山、北横岳まで。天狗岳・硫黄岳は範囲外。

●受験資格

- ・満20歳以上で健康で体力があり、通算120日以上の登山経験を有し、そのうちに厳冬期の積雪期登山経験が20日間以上を有すること。

●受験の流れ

付帯資格「スキーガイドステージⅡ」の受験希望者は、「危急時対応技術講習」あるいは「ファーストエイド講習」の受講と「雪崩対策技術」検定試験に合格、あるいは免除されなければ「スキーガイドステージⅡ 10日間」検定試験を受験することは出来ない。

●他の資格取得者、および現在受験中の者の受験について

登山ガイドステージⅠを取得後に、登山ガイドステージⅡの資格取得を希望するものは所定の申請書を提出することにより移行を認める。この場合、実技試験「積雪期ルートガイディング 自然解説技術」検定および、「雪の安全管理技術基礎」検定を受験する。筆記試験は要しない。登山ガイドステージⅠ認定時に「危急時対応技術」義務講習を修了していない場合は、この科目修了後に登山ガイドステージⅡ資格認定となる。

●受験申請書類（筆記試験申請時提出書類）

- ①受験申請書＋顔写真2枚
- ②住民票
- ③登山経験報告書、ガイド歴がある場合にはその報告書
- ④健康診断書（筆記試験日前1年以内に受診したもの）
- ⑤受験料振込明細書（写）

●筆記試験（一次試験）

- ・一次試験合格者が二次試験の実技検定試験を受験できる。
- ・筆記試験料 20,000円
- ・他の資格で一次試験合格している場合は共通科目が免除されるため、受験料は15,000円（FCI資格者はこの限りではない）

●筆記試験科目

試験科目	出題内容
共通科目 基礎的知識	① スポーツ科学の知識 ② 義務教育レベルの理科的基礎知識 （地学、生物、物理・化学的な基礎知識） ③ 山村の経済・文化・歴史・民俗の知識 ④ 自然環境の知識と保護保全利用について

共通科目 ガイド業務関連知識	① ガイド業務関連法 ② ガイド業務関連の歴史 ③ ガイド倫理およびマナー ④ サービス業としてのガイド業について
専門科目 登山ガイド専門知識	① 登山技術一般、山岳および登山道に関する知識 ② 山地、里山を中心とする植物、動物、鳥類の生態系などに関する自然の知識 ③ 気象の知識 ④ 読図の知識 ⑤ 自然観察と解説に関する知識 ⑥ 積雪期の知識 ⑦ エコツーリズムなど自然環境の保全や利用に関する知識
専門科目 安全管理	① レスキューに関する知識 ② 安全管理知識および危急時対応に関する知識 ③ 登山時の健康管理に関する知識 ④ 環境要因による疾病に関する知識 ⑤ セルフ・レスキューに関する知識
小論文	・ガイドの役割や責務、およびガイドの資質について問う ・自然の知識と解説能力を問う

- ・筆記試験の実施は、他のガイド種別と同時に行う。
- ・他の資格で一次試験に合格している場合は共通科目が免除される。(FCI 資格者はこの限りではない)

●一次試験の有効年数

一次試験の合格有効年数は、合格通知書発行日から5年目の当該日までとする。

●実技検定試験（二次試験）

各実技科目の提出書類

- ①実技検定試験受験および義務講習受講申込書
- ②実技検定試験受験および義務講習受講誓約書
- ③最初の申請時提出書類から変更のあった内容についての再提出部分
- ④受験料振込明細書（写）

●実技検定試験科目および検定試験料

検定項目	検定地	日数	検定試験料	備考
無積雪期ルートガイディング 自然解説技術	日本国内	2日	¥30,000	免除規定（注1）

積雪期ルートガイドング 自然解説技術		日本国内	2日	¥30,000	免除規定(注1)
安全管理技術 基礎		日本国内	2日	¥30,000	
雪の安全管理技術 基礎		日本国内	2日	¥30,000	免除規定(注1)
スキーガイド ステージⅠ		日本国内	4日	¥50,000	選択科目 免除規定(注1)
スキーガイド ステージⅡ (注2)	雪崩対策技術 免除規定(注3)	日本国内	4日	¥50,000	選択科目
	スキーガイドステージⅡ	日本国内	10日	¥120,000	
延べ日数(選択科目を除く)			8日+		

(注1) 認定養成指導者による同等の検定を経て免除することが出来る。この場合、10,000円の審査料となる。

(注2) 付帯資格としてスキーガイドステージⅡ資格を希望する場合は、危急時対応技術講習あるいはファーストエイド講習の受講と、雪崩対策技術検定とスキーガイドステージⅡ検定の2科目を合格することが必要。

(注3) 日本雪崩ネットワークのレベル1修了者は認定養成指導者による推薦をもって免除申請することができる。この場合、10,000円の審査料となる。

●実技検定試験内容

検定科目	検定内容
無積雪期ルートガイドング 自然解説技術	① 無積雪期でのルートガイドング技術と歩行技術 ② セルフ・レスキューとロープ操作、固定ロープの方法、ショートロープ技術(講習) ③ 自然観察と解説 ④ 読図
積雪期ルートガイドング 自然解説技術	① 積雪期でのルートガイドング技術と歩行技術、ショートロープ技術(講習) ② 雪上での用具の使い方、指導能力 ③ キックステップ技術およびステップカッティング技術 ④ 氷上歩行とアイゼン等器具の使用技術 ⑤ 自然観察と解説および読図
安全管理技術 基礎	① 搬送技術 ② ロープ技術(結び、固定) ③ 降ろし技術 ④ 緊急露営技術

雪の安全管理技術 基礎	① 雪崩対策 ② セルフレスキューと搬送法 ③ 積雪期の安全なガイドイング ④ 雪山の安全管理全般
スキーガイド ステージⅠ・Ⅱ (選択科目)	① スキーガイドイング技術 ② 山岳における登高・滑降技術
雪崩対策技術	① 雪崩予知技術 ② 雪崩対策の器具使用技術 ③ 雪崩からのレスキュー技術
筆記試験	実技検定試験に付帯する筆記試験を行う場合がある。

●各科目の有効年数

一次試験を除く各科目の合格有効年数は、合格通知書発行日から3年目の当該日までとする。

●受験者義務講習会および講習受講料

講習項目	講習地	日数	講習受講料	備考
危急時対応技術講習	日本国内	2日	¥25,000	検定は行わない

受験者義務講習会は、ガイドの安全管理にとって重要な科目となっている。本科目を受講しない場合には認定通知書が発行されないため、予め講習会受講日程をよく把握しておくこと。

※他資格を所持していて、既に危急時対応技術講習もしくはファーストエイド講習会を受講している場合はこれを免除する。

●受験者義務講習会内容

講習科目	講習内容
危急時対応技術講習	① 自然界での危険 ② 危急時のとらえ方 ③ リスクアセスメント ④ 危急時の対応及び措置 ⑤ 気象遭難 他

●ガイド資格認定

全科目に合格し、且つ、受験者義務講習を修了した者へは、ガイド資格認定通知書を発行する。認定通知書受給者は、本会正会員団体に入会し、正会員団体より入会手続を行う。手続が完了したものには正会員団体を通して、本会よりガイド資格認定証（本会正会員証）およびガイドバッジを付与する。

本会に入会しなければガイド活動を行うことは出来ない。

●資格更新について

資格更新は3年毎に4単位以上の資格更新研修を修了することで更新される。自己の有効期限内

に満65歳に達したとき、その間1回以上の資格更新研修会を履修し次の資格有効期間を確定している者は、その後3年毎に2日間の机上研修を修了することで更新される。
実技研修免除の年齢を越えて資格を取得した者は、1回以上の更新研修会を修了した後に年齢による実技研修免除が適応される。

また、この資格の有効期限内に登山ガイドステージⅢ資格を取得した場合、そこから新しい資格としての有効期限が発生する。すでに更新研修を修了させ、登山ガイドステージⅡの資格を更新していたとしてもその更新は登山ガイドステージⅢ資格には反映されない。

【更新の流れ】

①資格更新研修申請書+研修費納入⇒②更新研修履修⇒③研修レポート提出⇒④更新研修修了書発行

自然ガイド資格とクライミングインストラクター資格においても、他の資格同様にそれぞれ独立した資格であり、それ以外の資格と併用して所持する場合はそれぞれの資格に関して更新研修を修了する義務を負う。

●検定員・講師の配置

実技検定には受験者6名以内に対して1名の検定員を配置する。但し、雪の安全管理技術基礎は7名以内に対して1名の検定員配置とする。

スキーⅡ検定は5名に対して1名、スキーⅠ検定は6名に対して1名、雪崩対策技術検定は5名に対して1名の検定員を配置する。ただし、スキーⅡ検定、スキーⅠ検定、および雪崩対策技術検定は検定員が1名の時は別途1名の監督者を派遣する。(安全性、判定の公平性を保つ為)

危急時対応技術講習は別途定める。

●怪我、病気その他、特別な理由で有効年数内に試験または義務講習会が受けられない事態が発生した場合は、それを証明する書類(診断書または本人の理由証明書など)を提出し、本会試験・研修委員会の審議に諮り期間の延長が認められる場合がある。

●結果通知に関しては可否のみであり、内容、詳細の問い合わせについては応じない。

認定養成指導者による同等の検定：

本会の認定する養成指導者は、本会の検定審査方法に従って、同等の実技検定試験を実施することができる。この認定養成指導者による免除申請科目の有効年数は、同等検定科目修了日より3年間である。

(参考：本会のガイド養成指導者認定に関する規定)

登山ガイド ステージⅢ

●職能範囲

国内で無積雪期を通じて登山道が示されているコースの登山ガイド行為を行うことができる。積雪期においては、通年営業を行う施設（山小屋、レストハウスなど）から容易に登山出来る領域で岩稜、急峻な雪稜を持たない範囲をガイド出来る。但し、スキーガイド分野は別に資格を取得する必要がある。

<活動エリア>

無積雪期の一般登山道。登山地図の実線、破線で示されたコース。

東北、北海道などのテント泊や避難小屋を利用する縦走コース、容易な沢登りコースなど。

積雪期は、山小屋から日帰り可能な容易な雪山登山。

例：北八ヶ岳中山峠～高見石、縞枯山、北横岳、天狗岳・硫黄岳、蓼科山など。

詳細については、自然ガイド・登山ガイドにおけるガイド対顧客標準人数比率に係る規定を参照のこと。

●受験資格

- ・既に登山ガイドステージⅡを取得し、書類審査日までに同資格として正会員入会后1年を経過した者、且つ同資格として100日以上ガイド実務経験を有すること。
- ・沢登り1級以上を12ルート以上遡行した経験があり、そのうち6ルート以上は先頭をつとめていること。
- ・既に危急時対応技術講習会もしくはファーストエイド講習会を修了している者。

●受験申請書類（書類審査時提出書類）

- ①書類審査申請書（書類審査料 5,000円）
- ②ガイド歴報告書
- ③書類審査料振込明細書（写）

●書類審査内容

- ・提出書類の整合性、登山歴（ガイド歴）の審査を行う。
- ・書類審査日から5日以内に合否通知を発送する。

●受験の流れ

- ・書類審査→ロープワーク技術と岩稜歩行技術までは順番に受験・合格しなければ以降の検定は受験できない。
- ・付帯資格「スキーガイドステージⅡ」の受験希望者は、「危急時対応技術講習」あるいは「ファーストエイド講習」の受講と「雪崩対策技術」検定試験に合格、あるいは免除されなければ「スキーガイドステージⅡ 10日間」検定試験を受験することは出来ない。

●実技検定試験（二次試験）

各実技科目の提出書類

- ①実技検定試験受験申込書

- ②実技検定試験受験誓約書
- ③最初の申請時提出書類から変更のあった内容についての再提出部分
- ④受験料振込明細書（写）

●実技検定試験科目および検定試験料

検定項目		検定地	日数	検定試験料	備考
ロープワーク技術と岩稜歩行技術		日本国内	2日	¥40,000	
無積雪期ルートガイディング		日本国内	3日	¥50,000	
積雪期ルートガイディング		日本国内	3日	¥50,000	
スキーガイド ステージⅠ		日本国内	4日	¥50,000	選択科目 免除規定（注1）
スキーガイド ステージⅡ （注2）	雪崩対策技術 免除規定（注3）	日本国内	4日	¥50,000	選択科目
	スキーガイドステージⅡ	日本国内	10日	¥120,000	
延べ日数（選択科目を除く）			8日+		

（注1）認定養成指導者による同等の検定を経て免除することが出来る。この場合、10,000円の審査料となる。

（注2）付帯資格としてスキーガイドステージⅡ資格を希望する場合は、危急時対応技術講習あるいはファーストエイド講習の受講と、雪崩対策技術検定とスキーガイドステージⅡ検定の2科目を合格することが必要。

（注3）日本雪崩ネットワークのレベル1修了者は認定養成指導者による推薦をもって免除申請することができる。この場合、10,000円の審査料となる。

●実技検定試験内容

検定科目	検定内容
ロープワーク技術と岩稜歩行技術	① 岩稜歩行技術 ② ショートロープ技術 ③ レスキュー技術
無積雪期ルートガイディング	① 無積雪期でのルートガイディング技術 ② 無積雪期でのルート維持とルートファインディング技術 ③ テント泊でのクライアントケア技術
積雪期ルートガイディング	① 積雪期のルートガイディング技術と歩行技術 ② 雪上での用具の使い方の指導能力 ③ 積雪期のセルフレスキュー ④ 積雪期の安全管理技術 ⑤ 雪崩対策 ⑥ 積雪期のショートローピング技術

●ガイド資格認定

全科目に合格した者へは、ガイド資格認定通知書を発行し資格変更後の資格認定証（本会正会員証）を発行する。

●各科目の有効年数

書類審査を除く各科目の合格有効年数は、合格通知書発行日から3年目の当該日までとする。

●資格更新について

資格更新は3年毎に4単位（2日間）以上の資格更新研修を修了することで更新される。自己の有効期限内に満65歳に達したとき、その間1回以上の資格更新研修会を履修し次の資格有効期間を確定している者は、その後3年毎に2日間の机上研修を修了することで更新される。実技研修免除の年齢を越えて資格を取得した者は、1回以上の更新研修会を修了した後に年齢による実技研修免除が適応される。

【更新の流れ】

①資格更新研修申請書+研修費納入⇒②更新研修履修⇒③研修レポート提出⇒④更新研修修了書発行

自然ガイド資格とクライミングインストラクター資格においても、他の資格同様にそれぞれ独立した資格であり、それ以外の資格と併用して所持する場合はそれぞれの資格に関して更新研修を修了する義務を負う。

●検定員・講師の配置

実技検定には受験者4名以内に対して1名の検定員を配置する。

スキーⅡ検定は5名に対して1名、スキーⅠ検定は6名に対して1名、雪崩対策技術検定は5名に対して1名の検定員を配置する。ただし、スキーⅡ検定、スキーⅠ検定、および雪崩対策技術検定は検定員が1名の時は別途1名の監督者を派遣する。（安全性、判定の公平性を保つ為）

●怪我、病気その他、特別な理由で有効年数内に試験または義務講習会が受けられない事態が発生した場合は、それを証明する書類（診断書または本人の理由証明書など）を提出し、本会試験・研修委員会の審議に諮り期間の延長が認められる場合がある。

●結果通知に関しては合否のみであり、内容、詳細の問い合わせについては応じない。